

久島さん（東町）北海道暴力追放センター会長表彰受賞



町の暴力追放推進協議会会長の久島正之さんが、北海道暴力追放センター会長表彰を受賞しました。

久島さんは、平成 21 年から現在まで理事や会長を務められ、長年にわたり暴力追放運動の推進にご尽力されています。

3 月 20 日に役場で、北見警察署の関署長より暴力追放功労者として表彰状が伝達されました。

こころの健康相談窓口のお知らせ

辛いとき、悩みを抱えたとき、こころの病気かもしれないと思ったときは、誰かに話を聞いてもらうことが大切です。どんなことでも構いません。ご自身のことはもちろん、あなたの大切な家族や友人が心配なとき、一人で抱え込まずにご相談ください。

こころの健康相談	北見保健所（精神科医による相談・予約制）（☎ 24-4173）	
	訓子府町福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555）	
	北海道こころの健康 SNS 相談 ※右記 QR より LINE 友だち追加してご利用ください。	
児童・思春期の相談	北見保健所（小児科医による相談・予約制）（☎ 24-4173）	
高齢者に関する相談	訓子府町地域包括支援センター（☎ 47-5555）	
障がいに関する相談	訓子府町福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555）	
職場の悩み	北見総合労働相談コーナー（☎ 88-3982）	働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」 ※右記 QR よりご利用ください。
死にたい気持ち	北海道いのちの電話（☎ 011-231-4343）	
生活の悩み、経済問題	法テラス（☎ 0570-078374）	
消費生活相談	訓子府町農林商工課経済林務係（☎ 47-2116）	消費者ホットライン（☎ 188）
生活保護に関する相談	訓子府町福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555）	
DV（配偶者暴力）相談	北海道立女性相談援助センター（☎ 011-666-9955）	DV 相談プラス（内閣府）（☎ 0120-279-889）
ひきこもりに関する相談	北海道ひきこもり成年相談センター（☎ 011-863-8733）	
アルコールやギャンブル依存に関する相談	北海道立精神保健福祉センター（☎ 011-864-7000）	
性的マイノリティ（LGBTQ+）に関する相談	訓子府町福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555）	よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）（☎ 0120-279-338）
人権に関する相談	訓子府町町民課町民生活係（☎ 47-2203）	

町外にお住まいの方 ふるさとで二十歳をお祝いしましょう

令和 6 年二十歳の式典（旧成人式）は、1 月 7 日(日)に行う予定ですが、本町出身の町外居住者で、本町の二十歳の式典に参加を希望される方の受け付けを行っています。

○対象 平成 15 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日生まれの本町出身の方（住所変更の手続きは必要ありません）

○申込み 11 月 30 日（木）までに社会教育課（町公民館）へ

※本町に住所登録されている方には案内状を送ります。



■問合せ 社会教育課社会教育係（☎ 47-2121 町公民館内）

徴収または収納の事務委託の公表（令和 5 年 4 月現在）

◇収納代行業業者

地方自治法施行令第 158 条の規定に基づき、町の使用料などの収納業務を委託するものです。

事業者	委託内容	委託期間
有限会社 訓子府美装サービス	庁舎等警備管理業務における使用料および手数料の収納	令和 5 年 4 月 29 日・30 日、5 月 3 日～7 日、12 月 30 日～令和 6 年 1 月 4 日
	訓子府町温泉保養センター使用料の収納	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（開館日の 8 時～22 時まで）
日出地域発展振興協議会	日ノ出地域ふれあいセンター使用料の収納	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（開館日の 8 時 30 分～22 時まで）
訓子府町商工会	訓子府町農業交流センター使用料の収納	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（開館日の 9 時～22 時まで）
株式会社ルペシュベ・ピーエフアイ	北見市外 2 町一般最終処分場における一般廃棄物処理手数料（自己搬入ごみ）の徴収および収納	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
訓子府町高齢者勤労センター	訓子府町パークゴルフ場におけるパークゴルフ場使用料の収納	令和 5 年 4 月 28 日～令和 5 年 11 月 3 日
株式会社さとふる	インターネットを利用して納付される「ふるさとおもしろいやり寄付」に係る寄付金の徴収および収納	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

◇指定納付受託者

地方自治法第 231 条の 2 の 2 の規定に基づき、次の寄付金を納付しようとする者が納付を委託するものです。

事業者	委託内容	委託期間
SB ペイメントサービス株式会社 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 株式会社トラストバンク PayPay 株式会社 楽天グループ株式会社 株式会社アイモバイル	インターネットを利用して納付される「ふるさとおもしろいやり寄付」に係る寄付金の納付	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

■問合せ 企画財政課財政係（☎ 47-2115 役場 2 階 窓口 12 番）